

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
94	源泉徴収票等の法定調書作成に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、源泉徴収票等の法定調書作成に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和8年10月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収票等の法定調書作成に関する事務
②事務の概要	所得税法に基づき、源泉徴収票や支払調書等の法定調書を作成し、税務署へ提出および受給者に交付する。 地方税法に基づき、給与支払報告書を各市町村長へ提出する。
③システムの名称	公会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
源泉徴収データファイル、支払調書データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> <div>[実施しない]</div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計課
②所属長の役職名	会計管理者
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	会計課審査係 0289-63-2132
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月24日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月24日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人が介する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 個人番号をシステムに入力する際は、2人で内容を確認し、その内容を記録している。 申請書と記録簿は施錠できる書庫に保管し管理している。 源泉徴収票を送付する際には、宛先に間違いがないか、内容物が間違いがないか複数人でチェックを行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	<div> ☐ 十分に行っている ☐ </div> <div> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div>	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<div> ☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ </div> <div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div>	
	当該対策は十分か【再掲】	<div> ☐ 十分である ☐ </div> <div> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div>
判断の根拠	アクセス権限のある職員のみアクセスできるように制御している。 源泉徴収票のデータは、ロックをかけ担当者のみが閲覧できるようにしている。 関係書類は施錠できる書庫に保管、関係のない職員は入室しないようにしている。入室した場合は記録している。 廃棄の際は、直接クリーンセンターに持参し処分している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	II しきい値判断項目 1対象人数いつの時点の計数か	平成31年1月30日 時点	令和2年7月15日 時点	事後	
令和2年7月30日	II しきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成31年1月30日 時点	令和2年7月15日 時点	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和3年10月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年7月15日 時点	令和3年10月14日 時点	事後	
令和3年10月30日	II しきい値判断項目 2・取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月15日 時点	令和3年10月14日 時点	事後	
令和5年12月1日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	財務会計システム	公会計システム 源泉徴収管理システム	事後	
令和5年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年10月14日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	
令和5年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年10月14日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	
令和6年11月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和6年11月12日 時点	事後	
令和6年11月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和6年11月12日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月12日	IV 8人手を介在させる作業	-	<p>十分である</p> <p>特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人が介する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 個人番号をシステムに入力する際は、2人で内容を確認し、その内容を記録している。 申請書と記録簿は施錠できる書庫に保管し管理している。 源泉徴収票を送付する際には、宛先に間違いがないか、内容物が間違いがないか複数人でチェックを行っている。</p>	事後	
令和6年11月12日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	<p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>十分である</p> <p>アクセス権限のある職員のみアクセスできるように制御している。 源泉徴収票のデータは、ロックをかけ担当者のみが閲覧できるようにしている。 関係書類は施錠できる書庫に保管、関係のない職員は入室しないようにしている。入室した場合は記録している。 廃棄の際は、直接クリーンセンターに持参し処分している。</p>	事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項	事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138	事後	
令和8年10月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和7年6月1日 時点	令和8年9月24日 時点	事後	
令和8年10月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年6月1日 時点	令和8年9月24日 時点	事後	